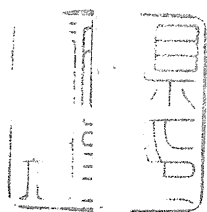


協 定 書



愛 媛 県

一般社団法人全国木造建設事業協会

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、愛媛県地域防災計画（昭和38年8月2日策定）に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、書面により乙に連絡するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、速やかに、前項の書面を乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者（以下「建設業者」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた建設業者は、甲（甲が住宅建設業務を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下、次条に同じ。）の指示に従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 建設業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 甲は、建設業者の住宅建設完了後に検査をし、適正に実施されていることを確認したときは、建設業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては愛媛県土木部都市局建築住宅課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報

告するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この協定は、平成 25 年 2 月 6 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

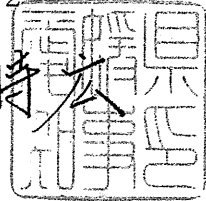
平成 25 年 2 月 6 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県

知 事

中村 将太



乙 東京都中央区八丁堀三丁目 4 番地 10

京橋北見ビル東館 6 階

一般社団法人全国木造建設事業協会

代表者 理事長

青木 宏之



災害時における応急仮設住宅の建設等に係る
木材供給に関する基本協定書

一般社団法人愛媛県中小建築業協会

愛媛県森林組合連合会

社団法人愛媛県木材協会

災害時における応急仮設住宅の建設等に係る
木材供給に関する基本協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、一般社団法人愛媛県中小建築業協会(以下「甲」という。)、愛媛県森林組合連合会(以下「乙」という。)、社団法人愛媛県木材協会(以下「丙」という。)が災害時における木材の供給に当たって必要な事項を定めるものとする。

(対象とする木材)

第2条 この協定において木材とは、災害時において次の用途に使用する木材をいう。

- (1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の建設に係る木材をいう。
- (2) 被災した住宅や庁舎等の復旧に係る木材をいう。
- (3) その他の木材(原木として加工に供する丸太等)

(協力要請)

第3条 甲は、木材の供給に関して乙及び丙に協力を要請しようとするときは、甲の会員である建設業者を斡旋し、木材の規格・数量、配送先及びその他必要と認める事項を、書面により乙及び丙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、速やかに、前項の書面を乙及び丙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙及び丙は、前条の要請があったときは、所属する組合及び会員の斡旋を行うほか、乙及び丙が連携して可能な限り甲に協力するものとする。

(木材供給)

第5条 乙及び丙に所属する組合並びに丙の会員(以下「供給者」という。)は、甲の斡旋を受けた建設業者及びその協力業者(以下「使用者」という。)に木材供給を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 供給者が使用者の要請を受けて行う木材の供給に要した費用(引渡しまでの運賃を含む。)は、使用者が負担するものとする。

(名簿等の提供)

第7条 甲乙丙は、この協定に係る業務担当者名簿及び会員名簿を1年に1回交換するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度連絡するものとする。

(情報交換)

第8条 甲乙丙は、平常時から木材供給体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成25年2月6日から適用する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成25年2月6日

甲 愛媛県松山市勝山町二丁目3番地1
一般社団法人愛媛県中小建築業協会
会長

伊原征治郎

乙 愛媛県松山市三番町四丁目4番地1
愛媛県森林組合連合会
代表理事会長

高山康人

丙 愛媛県松山市本町七丁目2番地
社団法人愛媛県木材協会
会長

井関初彦